

パブリックコメントにより寄せられた意見の状況
(基本計画の変更案に関するもの)

No.	提出された御意見の概要	(参考) 基本計画変更案のうち、意見提出の際に明示された該当部分
1	<p>今日、政府統計の総合窓口e-Statや地域経済分析システムRESAS等のツールがありますが、これらを活用するには、やはり一定のトレーニングが必要です。</p> <p>すべての国民が、統計、また統計が産み出す知恵を活用できるように、学校教育において、統計を学ぶ教科や単元を設置もしくは充実させることが重要と思います。</p>	<p>第1-4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進</p>
2	<p>国勢調査及び国民生活基礎調査の集計に関して、「同性カップルの集計又は同性カップルの集計も可能とする形でデータ保存と研究者や自治体への公開」の文章を追加してください。</p>	<p>第2-2 (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備 (略)</p> <p>このような状況の中、人口やそれを取り巻く社会の構造変化等をよりの確に把握する上で、国勢調査(基幹統計調査)及び国民生活基礎調査(基幹統計調査)の重要性はますます高まっている</p> <p>このため、両調査については、これまで実施してきた取組に加え、地方公共団体における業務負担の軽減にも留意しつつ、調査方法等の更なる改善・効率化や、広報・情報提供の充実を推進する。</p> <p>(略)</p>
3	<p>国勢調査及び国民生活基礎調査の広報・情報提供について、「広報・地方公共団体や国民のニーズも踏まえた情報提供の充実」と修正してください。</p>	<p>第2-2 (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備 (略)</p> <p>このような状況の中、人口やそれを取り巻く社会の構造変化等をよりの確に把握する上で、国勢調査(基幹統計調査)及び国民生活基礎調査(基幹統計調査)の重要性はますます高まっている</p> <p>このため、両調査については、これまで実施してきた取組に加え、地方公共団体における業務負担の軽減にも留意しつつ、調査方法等の更なる改善・効率化や、広報・情報提供の充実を推進する。</p> <p>(略)</p>
4	<p>「②地域別表章の充実・支援」を「②地域別表章やデータ2次利用による統計作成の充実・支援」と修正してください。</p>	<p>第3-4 (1) ウ 地方公共団体との連携・支援</p> <p>地方公共団体は、各府省が実施する統計調査の実査を担うという側面のみならず、地方における統計の利用や普及啓発等に当たっても重要な役割を担っている。このため、各府省では、第II期基本計画に基づき、①調査計画の見直しによる地方公共団体の業務量の軽減及び平準化、②地域別表章の充実・支援、③統計調査事務地方公共団体委託費の交付対象範囲の見直し等に努めている。</p> <p>(略)</p>
5	<p>各府省の取組として、「統計作成に関する業務マニュアル類を他省庁や調査研究機関に公開しミスを防止・発見しやすい体制とする」を追加してください。</p>	<p>第3-2 (4) ア P D C Aサイクルの確立等 (略)</p> <p>各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する(P D C Aサイクル)ほか、B P R手法による検証や統計監理官等による第三者監査も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場(当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。)の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェックの原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。</p> <p>(略)</p>
6	<p>「統計的人材の育成」を「統計的人材の採用・育成」と修正してください。</p>	<p>第3-4 (2) 統計人材の確保・育成</p>

No.	提出された御意見の概要	(参考) 基本計画変更案のうち、意見提出の際に明示された該当部分
7	<p>「高い専門性を有する職員を計画的に育成し」を、「高い専門性を有する職員を計画的に採用・育成し」と修正してください。</p>	<p>第3-4(2)統計人材の確保・育成 (略)</p> <p>さらに、E B P M推進委員会及び統計委員会においては、各府省の統計部門の人材についても、第III期基本計画と連動する形で、「E B P Mを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」が策定されたところであり、総合的対策においては、高い専門性を有する職員を計画的に育成し、各府省の統計部局に配置して、能力を向上させつつ、当該職員が府省内の他部局における統計の利活用についても支援できる体制を整備することが求められている。 (略)</p>